



平成 17 年 6 月 20 日

各 位

会社名 株式会社 ハルテック
代表者名 取締役社長 會田 正
(コード番号 5916 東証・大証第1部)
問合せ先
取締役執行役員管理担当 北垣 一郎
(TEL . 03 - 5847 - 0411 代表)

当社に対する行政処分（指名停止措置）について

当社は、公正取引委員会に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」違反（不当な取引制限）の容疑により刑事告発され、東京高等検察庁より起訴されたことにより、国土交通省から平成 17 年 6 月 17 日付で以下に記載する内容の行政処分（指名停止措置）を受けましたので、ご報告致します。

【行政処分（指名停止措置）の内容】

地方整備局等	指名停止期間
東北地方整備局 関東地方整備局 北陸地方整備局	8 ヶ月 平成 17 年 6 月 20 日（月）～ 平成 18 年 2 月 19 日（日）
中部地方整備局 近畿地方整備局 中国地方整備局 四国地方整備局 九州地方整備局 国土技術政策総合研究所 大臣官房官庁営繕部 北海道開発局	5 ヶ月 平成 17 年 6 月 20 日（月）～ 平成 17 年 11 月 19 日（土）

当社といたしましては、今回の行政処分を極めて厳粛に受け止め、深く反省するとともに、株主、お客様ならびに関係各位に対しまして、多大なご心配、ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。今後は、社内における法令等遵守意識の徹底や内部管理体制の強化を図り、早期の信頼回復に向けて全社員一丸となって取り組んでまいります。

なお、当該行政処分の当期の業績への影響等につきましては、現時点で不明でありますため、判明次第速やかに開示させていただきます。

以 上